

ペ
ア
レ
ン
ト

PARENT

ハ
ン
ド
ブ
ック

HANDBOOK

— 重要事項説明書 —

認可保育園

江東湾岸サテライトスマート NURSERY SCHOOL



 Children's Museum of Shinoworld
社会福祉法人 高砂福祉会

Contents

1. 事業者の概要
2. 理念・ビジョン
3. 施設の目的及び運営の方針
4. 特定教育・保育の内容
5. 職員の職種、員数
6. 認定区分・利用区分・定員
7. 特定教育・保育の提供をする日及び時間等
8. 費用の種類、支払を求める理由及びその額
9. 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
10. 緊急時等における対応方法
11. 非常災害対策
12. 虐待の防止のための措置に関する事項
13. 要望・相談の受付
14. 説明責任・情報連絡
15. 守秘義務・個人情報の取り扱い
16. 健康支援
17. 感染症対策・予防
18. 持ち物・用意するもの
19. 給食等について
20. 安全管理
21. 特定教育・保育に関する評価等
22. 利用の際の注意事項

1. 事業者の概要

事業者の名称 社会福祉法人高砂福祉会
事業者の所在地 〒270-0138 千葉県流山市おおたかの森東四丁目99番地の4
連絡先 04-7197-7239
代表者氏名 理事長 篠塚弘子
設立認可年月日 1970年(昭和45年)7月10日

2. 理念・ビジョン

経営理念 イキイキ♥愛パワー
KEEP BEST CARE KEEP BEST EDUCATION KEEP BEST QUALITY
経営ビジョン TaKaSaGoワールドビジョン
TaKaSaGoマインドを持つ人達(子ども・保護者・高齢者・スタッフ)が
世界各地で社会貢献をする。

3. 施設の目的及び運営の方針

施設の目的及び運営の方針を示します。

(1) 施設の目的

特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前のお子様に対し、適正な特定教育・保育を提供します。

(2) 運営方針

良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全てのお子様ที่健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されるようにします。お子様の意思及び人格を尊重して、常にお子様の立場に立って、特定教育・保育の提供をします。地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市区町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。お子様の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施します。

(3) 教育・保育方針

- (1) 利用者に安心・安全な教育・保育を提供します。
- (2) 教育・保育方針が適切であり続けるようにシステムの見直しと改善を行います。

(4) 教育・保育目標

- (1) 丈夫な体をもち、思いきり遊べる子どもになろう
- (2) 友達の中にいることを喜び、友達の事も考え、一緒に行動できる子どもになろう
- (3) 自分の事は自分でできる子どもになろう
- (4) 自分で物を作り出し、力いっぱい自分を表現できる子どもになろう
- (5) よく見て、よく聞いて、よく考える子どもになろう

(5) 特別保育事業

延長保育事業/産休明け保育事業/発達支援児保育事業/子育て支援事業

(6) 独自事業

江東湾岸サテライト事業

本園と分園を安心安全のバス送迎で繋がります。

(7) 施設概要

名称	江東湾岸サテライトスマートNURSERY SCHOOL	
	本園	分園
所在地	江東区有明一丁目5番22号	江東区東雲一丁目9番10号
開園年月日	平成27年4月1日	
連絡先	03-6380-7411	03-3520-9777
構造	鉄骨造2階建	鉄骨造3階建の1階部分
敷地面積	2521.00㎡	595.26㎡
延床面積	1860.90㎡	453.04㎡
園庭	639.45㎡	代替 東雲水辺公園16, 285.37㎡
開園日・ 開園時間	月曜日-土曜日 7:00-20:00	
休園日	日曜日・国民の休日・年末年始12/29~1/3	
臨時休園	自然災害や感染症法に指定される感染症の流行時は、臨時休園する場合があります。	

(8) 設備概要

本園	乳児・ほふく室	2室	81,76㎡	保育室	12室	463.3㎡
	ホール	1室	122.99㎡	調理室	1室	44.5㎡
	調乳室	1室	3,32㎡	園庭		525,28㎡
分園	乳児・ほふく室	3室	193,10㎡	調理室	1室	19,56㎡
	調乳室	1室	3,86㎡	送迎ステーション		104,33㎡

4. 特定教育・保育の内容

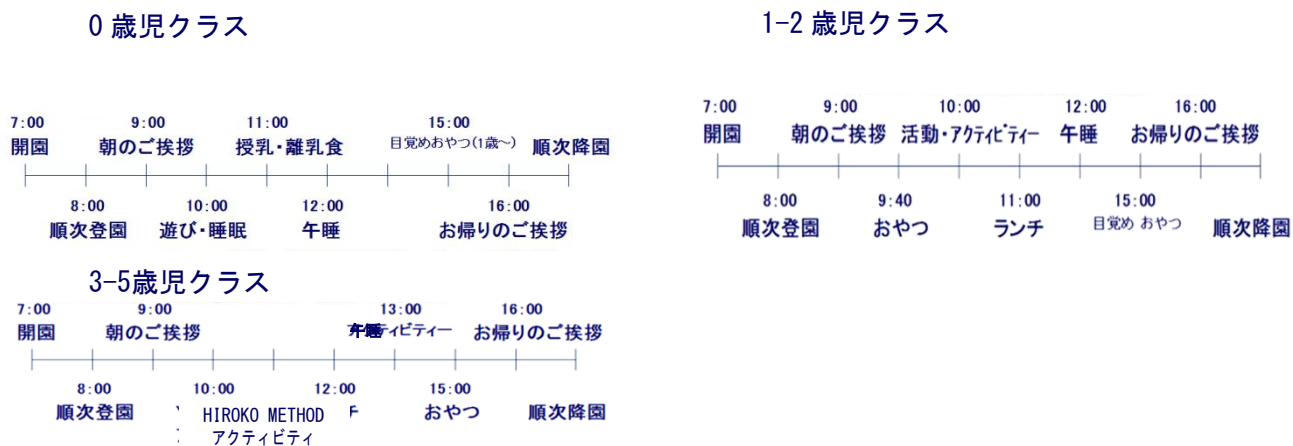
(1) 特定教育・保育の展開

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用する子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

(2) 特定保育・教育のプログラム

お子様のよりよい成長と、本来持っている限りない力をできるだけ引き出せるように、様々な特定教育・保育プログラムを毎日の生活の中に取り入れています。

(3) デイリープログラム



(4) 行事・イベント

日本の文化や伝承を知って体験し、お子様の楽しさ、高揚感、達成感、見てもらう誇らしさ、頑張る力や友達と協力することの大切さ等の健やかな成長を促します。

※「年間行事予定表」参照

5. 職員の職種、職員数及び職務の内容

部門	職種	本園	分園
管理部	園長	1名	
	主任保育士	1名	
	事務	1名	
0歳児 クラス:エンジェル 1歳児 クラス:インファンツ 2歳児 クラス:トドラー 3歳児 クラス:プレスクール 4歳児 クラス:キンダースクール 5歳児 クラス:キッズスクール	保育士	20名	11名
	看護師	2名	
給食部	管理栄養士/栄養士/ 調理師	7名	2名
江東湾岸サテライト事業	運転手	2名	
嘱託医・嘱託歯科医		各1名	

※国・都・区の基準を遵守し、特定教育・保育の提供に必要な職員を配置します。
※必要に応じて、上記以外の職員を配置することがあります。

6. 認定区分・利用区分・定員

お子様に認定区分・定員を設定しています。

(1) 認定区分	3号認定	保育を必要とする0-3歳の誕生日を迎えるお子様		
	2号認定	保育を必要とする3歳の誕生日過ぎから就学前のお子様		
(2) 保育必要量	保育標準時間	1日11時間		
	保育短時間	1日 8時間		
(3) 入園対象年齢	生後57日から就学前			
(4) 定員	266名			
本園	定員:217名			
	3号認定	0歳 6名	1歳 10名	2歳 50名
	2号認定	3歳 50名	4歳 50名	5歳 51名
	※3-4年かけて2-5歳の定員を50名に変更			
分園	定員49名			
	3号認定	0歳 9名	1歳 40名	

7. 特定教育・保育を提供する日及び時間等

- (1) 教育・保育を提供する日
月曜日-土曜日
- (2) 休園日
日曜日・国民の休日・年末年始12/29-1/3
- (3) 教育・保育を提供する時間
月曜日-土曜日 7:00-20:00 土曜日は本園分園ともに分園で保育
保育標準時間 月曜日-土曜日 7:00-18:00
延長保育 本園・分園とも 18:01-20:00
保育短時間 月曜日-土曜日 9:00-17:00
延長保育 本園・分園とも 7:00- 8:59 17:01-20:00

8. 費用の種類、支払を求める理由及びその額

- (1) 利用者負担の支払経費
保育料 教育・保育給付認定を受けた行政が定める利用料です。
保育料無償です。
給食費 給食・おやつ等の食事に関わる費用です。
給食費は無償となります。
延長保育料 延長保育の利用料です。
その他 特定教育・保育の提供にあたって必要な諸経費です。

※「金額一覧表」参照

(2) 保育料等支払方法

- ・保育料は区の徴収です。
- ・延長保育料・夕食代等は、キャッシュレス決済システムでご案内をします。
原則、毎月10日にお知らせをするので15日までに納めてください。

9. 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(1) 入園

基準に該当し、定員枠内であった場合、入園が可能です。

- ・入園手続き ※江東区「江東区保育園等の入園のしおり」・「江東区HP」参照

①江東区内の場合 担当部署：江東区役所 保育サービス係

「江東区保育園等の入園のしおり」に沿って必要書類の提出が必要です。

②江東区外の場合 江東区保育サービス係にて受付を行なっております。条件
がございますので、詳細は江東区役所 保育サービス係までお問い合わせく
ださい。

(2) 継続入園

- ・江東区内の場合 毎年継続入園の手続きがあります。配布される調査書
のご記入と必要書類の提出が必要です。
- ・江東区外の場合 各市区町村の指示に従ってください。

(3) 退園・卒園

教育・保育の提供が終了となる場合

- ・お子様が小学校に就学したとき
- ・保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・区と協議のうえ保育の提供の継続が適当と認められないとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(4) 転園・区外への転居

転園する場合は、事前にご相談ください。

- ・江東区内転園の場合→江東区に転園申込をしてください。
- ・江東区外転園の場合→利用解除届を江東区に提出してください。

10. 緊急時等における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用するお子様に体調の急変や心身の健康の問題があると判断できる状況、火災や災害等があった場合、すみやかに保護者または緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

- (1) 特定教育・保育の提供中に、お子様の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡し、専門機関の利用や嘱託医師等医療機関等、お子様の主治医に相談する等の措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない緊急時の場合には、お子様の安全を最優先させ、当園が

責任を持ってしかるべき対応を行います。

東京湾岸警察署 03-3570-0110 深川消防署 03-3529-0119
江東児童相談所 03-3640-5432

11. 非常災害対策

非常災害に対する必要な措置を講じます。

- (1) 園長が防火管理者となり、火災、地震等の災害からお子様を守り、また災害の未然防止及びその軽減を図ることを目的として消防計画の下、月に1回以上の避難消火訓練を実施対応します。
- (2) 消火器・誘導灯・火災報知器・ガス漏れ通報機・緊急通報装置・防災処理のカーテンや敷物等の防災設備を設置し定期的に点検しています。
- (3) 火災や災害時の避難場所は次の通りです。

地域防災拠点	本園	有明西学園	分園	東雲小学校
第一避難場所	本園	園庭	分園	ステーションエリア内
第二避難場所	本園	駐車場	分園	イオン駐車場内

- (4) 緊急時は電話・家庭連絡システム・掲示等で情報発信をします。

12. 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) お子様の人権の擁護・虐待防止のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに職員に対し研修を実施します。
- (2) お子様への虐待やその疑いを発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律の定めに従い、行政や児童相談所等の適切な機関に通報します。

13. 要望・相談の受付

要望・苦情を受け付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

- (1) 要望・苦情等に係る窓口の設置

園に対して保護者や地域の方が意見を伝えることができる体制を整えています。第三者を交えた公正な相談受け体制で、寄せられた意見や苦情を基に改善・解決していきます。

- ① 苦情受付担当者 主任保育士
- ② 苦情等解決責任者 園長
- ③ 第三者委員 会社員 畑中 静香 03-6222-9500
会社役員 深田 洋介 080-5023-0910
- ④ 受付方法 面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

(2) 意見箱の設置

エントランスにご意見箱を設置しています。

(3) 対応方法

要望・苦情等の内容を受けた場合には記録し、求めがあった場合には報告や必要な改善をします。

14. 説明責任・状況連絡

(1) 園だより

毎月末に配信します。翌1ヶ月の予定・情報・クラスのお知らせ・提出物等記載しますので必ず目を通して下さい。ご家族で情報を共有してください。

(2) 家庭連絡システム

家庭連絡システム「バスキャッチ」で相互に情報交換を行うことを目的とします。

(3) 個別面談

お子様の保護者と保育者とで実施します。

(4) ホームページ

園の情報を掲載します。

(5) ご家庭からの連絡方法

欠席・遅刻等される場合は、8:30までに家庭連絡システムで必ずご連絡ください。日中は、担任への取次ぎはできません。

(6) 緊急連絡通信手段

家庭連絡システムでの一斉連絡と、災害伝言ダイヤル「171」で情報を発信します。

15. 守秘義務・個人情報の取り扱い

特定保育・教育の提供にあたって、職員及び職員であった物が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。また自身のお子様だけでなく、他のお子様や保護者、職員の守秘義務や個人情報等の取り扱いにも留意してください。

16. 健康支援

(1) 健康診断

- ・学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施します。

健康診断	全園児	年2回	歯科健診	全園児	年2回
尿検査	3-5歳児	年1回			

- ・毎月1-2回の身体測定をします。
- ・健康診断・測定結果は、家庭連絡システムに記載します。

(2) 健康管理

- ・日中に発熱(37.5℃を目安)・体調不良・健康状態の変化が著しい場合・傷害が発生した場合、保護者の緊急連絡先に連絡します。概ね約1時間以内もしくは通勤時間程度で速やかにお迎えにきてください。

(3) 薬の対応

- ・原則、薬の対応はできません。病院受診時に1日朝と夕2回の薬処方となるように医師に伝えてください。
- ・医師に保育中に与薬をする事が必要と診断された場合のみ与薬対応をします。園において与薬を行う場合は医師の与薬指示書による薬に限定し看護師もしくは保育者が与薬します。

(4) 嘱託医・嘱託歯科医

お子様の健やかな発育・発達・衛生的な環境・病気予防等の為に、以下の医療機関もしくは医療従事者と嘱託契約を締結しています。

	本園	分園
小児科	有明みんなクリニック有明ガーデン院 小暮 裕之 03-6457-1420 江東区有明二丁目1-7 有明ガーデン医療モール1階	いよりこどもクリニック 伊従 秀章 03-6221-3448 江東区東雲一丁目9-10 イオン東雲ショッピングセンター2階
歯科	キャナルコート歯科クリニック 大倉 康平 03-6221-3447 江東区東雲一丁目9-10 イオン東雲ショッピングセンター	かすが歯科医院 春日 芳彦 03-3641-0588 江東区富岡一丁目9-6銅突ビル2階

17. 感染症対策・予防

- ・感染症又は食中毒が発生、蔓延しないように、感染症及び食中毒予防のための衛生管理を、適切に実施します。
- ・感染症一覧表に記載している登園基準や注意事項を必ず守ってください。
- ・感染症等の流行が予測される場合は「保健だより」で情報を提供します。

- ・感染症に罹患した場合、出席停止期間を守ってください。登園時には、医師の治癒証明書（意見書）を持参してください。

18. 持ち物・用意するもの

- (1) 入園時に用意・毎日持参する物
園での生活の為に必要な物を持参してください。
- (2) 服装
0-2歳児クラスでは私服、3-5歳児クラスでは制服・体操服の着用を推奨します。
- (3) 教材
お子様のより良い成長を促す為に、園指定の教材を設定しています。
- (4) その他
上記の他に用意するものは随時お知らせします。

19. 給食等について

- (1) 給食等の提供
 - ・園では昼食・おやつ・捕食・離乳食を提供します。
 - ・自園調理で、おいしく安心安全な給食等を提供します。
- (2) アレルギー対応
 - ・食物アレルギー完全除去食の対応をするので、アレルギー源が含まれるメニューを代替食の弁当にして持参をしてください。
 - ・食物アレルギーがある場合は、医師の診断による「除去食依頼書」「生活管理指導票の同意書」「緊急時個別対応表」「保育所生活管理指導票」を前月10日まで、新年度が始まる前に年1回は、園に提出してください。
- (3) 衛生管理等
 - ・集団給食施設届出を保健所に提出しています。
 - ・調理職員・保育者は毎月細菌検査をしています。

20. 安全管理

- (1) 監視カメラシステム・オンラインセキュリティ・さすまたの設置や、園外活動時の防犯ブザーやスマートフォンの携帯等をします。
- (2) 負傷や障害等の災害事故に対して、相互共済制度の独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度と、施設での賠償責任保険に加入して有事の際に対応します。

保険の種類 賠償責任保険

保健の内容 幼稚園・保育園賠償責任保険

保険金額 1事故につき最大 30,000 万円 1名につき最大 3,000 万円

21. 特定教育・保育に関する評価等

(1) 提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

- ・行事やイベントの後にアンケートを実施し自己評価をして結果を公表します。
- ・自園評価や利用者アンケートを実施したり、第三者評価等の外部評価をするように努め結果を公表します。

(2) 職員への研修の実施

職員のスキル向上や専門知識の強化を図り、質を高めることを目的に、公的機関や民間企業が開催している研修を利用して、園外部の公的機関や民間企業が開催しているものや、園内部での研修や意見交換により、教育・保育に関する知識や技術を学びます。

22. 利用の際の注意事項

(1) 家庭状況の変更

住所・電話番号の変更・家庭状況の変化、ご家庭の状況の変化、変更があった時点で必ず園に報告してください。

(2) 医療的ケアが必要な児童の保育

医療的な発達が気になるお子様や援助が必要な場合は、より園と保護者との連携・協力が必要です。

(3) カスタマーハラスメント対策に関する取組み

園には様々な関係者がおり、それぞれが協力しお子様たちの笑顔あふれる園であり続けられる事が大切です。職員が不当な扱いに悩まされることなく、安心して働ける環境をつくるのが、質の高い支援の提供やお子様の健やかな発達に好循環を生み出すと考えます。

カスタマーハラスメントとは、クレーム・言動のうち、内容が妥当性を欠いているもの、また手段・態様が社会通念上不相当であり、それらによって職員の就業環境が害されるものです。このような被害を受けた、または受ける恐れのある場合は外部の専門機関と連携し、被害に会ったと確認した場合には警察に通報する等の適切な対応をせざるを得ません。

お子様や職員が笑顔で過ごせる環境づくりには、保護者の皆様や地域の方々のご理解とご協力を欠かすことはできません。どうぞ、まずはお子様を中心に考え、園に係る全ての方々が気持ちよく過ごせるように、相手を思いやる言動で過ごしてください。

年間行事予定表

	行事	健康管理	避難訓練
4月	※入園式 こいのぼり上げ こどもの日 DAY	-	地震・火災
5月	ファミリーDAY (母の日) ※保育参観 0-5 歳児	-	地震・火災
6月	虫歯予防の日集会 3-5 歳児 ファミリーDAY (父の日)	内科健診 歯科健診 尿検査 3 歳以上児	地震・火災
7月	水遊び開き 七夕集会 夏祭り (本園・分園)	-	地震・火災 風水害
8月	※個人面談 水遊びじまい	-	地震・火災
9月	引渡し訓練 交通安全の日	-	地震・火災 引き渡し訓練
10月	運動会 教育サミット ハロウィンパーティー	歯科健診	地震・火災 不審者訓練
11月	勤労感謝の花配り 5 歳児 いい歯の日集会 2-5 歳児 七五三の日集会 Xmas 点灯式	内科健診	地震・火災
12月	※Xmas 発表会 2-5 歳児 Xmass パーティー	-	地震・火災
1月	新年こども会 ミニ発表会 0-2 節分の日集会	-	地震・火災
2月	節分の日集会 学習発表会	-	地震・火災
3月	ひなまつり集会 ※卒園式 5 歳児 進級式	-	地震・火災

バースディパーティー

月1回

身体測定

月1回

利用料等

利用者負担 (月額保育料)	利用する子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料） 教育・保育給付認定を受けた行政が定める利用料です。 保育料無償です。		
給食費	給食・おやつ等の食事に関わる費用です。 給食費は無償となります。		
延長保育料	月額料金	各世帯により料金は異なります。	
		標準時間保育	短時間保育
	スポット料金	18:01- 500円/30分	7:00-8:59 1,000円/1時間
		20:01- 1,000円/1時間	17:01-20:00 500円/30分
			20:01- 1,000円/1時間
その他	夕食代	1食 500円	
	セキュリティカード	※紛失時1枚 1,000円	
	教材・制服	購入希望者のみ自己負担	
	卒園アルバム	5歳児（購入希望者のみ自己負担）	

利用に応じて発生する延長保育料や夕食代等をキャッシュレス決済システムエンペイで実費請求します。毎月10日にお知らせしますので15日までに納めてください。

令和8年3月16日現在

【MEMO】



Children's
Museum of
Shino world